

【第1章 総則】

目的

この条例を制定することにより、本市が子どもの権利を守るという姿勢を示し、市民や関係者が子どもの権利を理解して、地域全体で子ども達が安心して成長できる環境を整えることを目的としています。

定義

この条例で用いる用語の定義について、次の表のとおり定めています。

用語	定義
子ども	市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者
大人	子どもに関わる子ども以外の者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを養育する者
学校や児童館など (育ち・学びの施設)	市内の学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設
地域住民等	市内に住む者、市内で働く若しくは学ぶ者又は市内で事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含む。）

【第2章 子どもにとって大切な権利】

①安全が守られる権利

（命が守られること、安全な環境での生活できること、健康に過ごせること、必要な医療が受けられること、いかなる暴力も受けないこと）

②自分らしく生き、自分で決められる権利

（個性が尊重されること、自分の考えやありのままの気持ちを表すことができること、自由な時間があること、部活や進路などを自分で決めることができること、自分で決めるための様々な情報が得られること）

③様々な経験をして豊かに育つ権利

（遊んだり、学んだりすること、友達を作ること、芸術・文化・スポーツ・自然に触れること、夢への挑戦をすること。また、失敗しても再挑戦できること）

④休む権利

（子どもが安心して心と体を休めることができること）

⑤社会活動に参加し、意見を言う権利

（ボランティア活動等へ参加できること、大人・子どもに関係なく、意見を言えること）

⑥差別されず、個別の事情に応じた支援を受ける権利

（国籍・民族・性別・言語・宗教・経済的事実・障がいによる差別や不利益がないこと）

⑦子どもの役割と責任

（子ども自身が自分の権利を大切にすること。他の子どもの意見も尊重すること。）

【第3章 子どもの権利を保障するための大人の役割】

⑧保護者の役割と責任

（年齢や発達に応じた養育をすること。子どもの気持ちを受け止め、十分な話し合いをすること。）

⑨学校や児童館など（学び・育ちの施設）の役割

（施設の関係者は、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるように支えること。）

（子どもが安心して過ごすことができる場とすること。いじめ・体罰・虐待・暴力がない施設）

⑩地域住民等の役割

（子どもの権利について理解を深めること。多様な世代や子ども同士の交流等の機会の提供に努めること。子どもや子育て家庭が、安心して生活できる環境づくりに地域全体で努めること。）

【第4章 子どもの権利を保障するための施策の推進】

⑪普及啓発

（子どもの権利の大切さが広く普及するように、学習の機会を設け理解を促進すること。）

⑫子育て家庭への支援

（子育て家庭に対して妊娠期から切れ目のない支援を行い、保護者が安心して子育てできる環境づくりに努めること。）

⑬援助を必要とする子どもや家庭への支援

（差別・虐待・いじめ・体罰・不登校・ひきこもり・経済的困難への対応、相談支援等、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと。）

⑭有害・危険な環境からの保護

（喫煙・飲酒・薬物等有害なもの・犯罪・公共空間における危険から子どもを保護すること。）

⑮相談体制の充実

（子どもが悩んでいることや困っていること等について、安心して相談できる環境づくりに努めること。相談窓口の周知に努めること。）

⑯子どもの意見表明や参加の促進

（施設運営や行事などへの意見表明の機会を作ること。）

【第5章 子どもに関する施策の推進と検証】

⑰子どもに関する計画および検証

（子どもに関する施策の計画的な推進を図るための計画を定めること。また、子どもに関する施策の実施状況について、定期的な検証を行うこと。）

⑱体制整備

（子どもに関する施策に関して総合的な調整を行うために必要な体制を整備すること。）